

私幼第 03071 号

令和 3 年 8 月 30 日

都道府県団体長 様

全日本私立幼稚園連合会

会 長 田中 雅道

学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が  
確認された場合の対応ガイドラインの送付について

日頃より本連合会の活動にご理解、ご協力賜りまして誠にありがとうございます。

この度文部科学から、学校等において児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の、対応ガイドライン(添付ファイル参照)の文書が発出されましたので情報共有致します。

このガイドラインは、学校等において児童生徒等や教職員の新型コロナウイルス感染が確認された場合における、濃厚接触者等の特定や臨時休業の判断に当たっての考え方について作成されています。

主な内容としては、感染者が確認された場合の対応、濃厚接触者等の特定、出席停止の措置及び臨時休業の判断についてとなっています。別添資料の 7 ページ目には感染が判明した場合のフロー図も添付されておりますのでお目通しください。

今回、特に加盟園の皆様に対してお願いしたいことは、事務連絡にも記載されているとおり、幼稚園等において臨時休業を行う場合、出席停止等の対象となっていない園児に対しては、保育が必要な者に確実に提供されるよう、居場所の確保に向けた積極的な取組の検討をお願いいたします。

万全の対策を講じつつ預かり保育等を継続することは、加盟園の皆様にとってもご負担が少なくないとは思いますが、保育の必要な子どもたちに対して居場所の確保ができるよう、引き続き、御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

以 上